

令和8年度税制改正に関する提言について

徳山周南法人会から、特にお願いしたいポイントです。

～シンプルな税制を目指そう！～

① 事業承継税制の拡充

- ・中小企業経営者の事業承継にあたり、事業用資産、取引相場のない株式の評価の見直し、及び事業承継特例税制における納税の免除。

② 二重課税の是正

・物品税

ガソリン、酒、たばこ等の販売価格には物品税が含まれており、その価格に更に消費税が課せられる二重課税の是正。

・相続税

過去に所得税を課税された後に蓄えた不動産や株式、預貯金等を相続する際に、更に相続税を課せられる二重課税の是正。

・配当

配当は法人課税済み利益から支払われており、受領する個人の所得税に対する二重課税の是正。

③ 消費税の簡素化

- ・消費税の軽減税率制度はインボイス制度の実施により更に事業者に大きな事務負担を強いている。単一税率に統一すべきである。

④ 租税教育推進協議会の活性化

- ・租税教育推進協議会の目的は、児童・生徒・学生に対し、正しい知識に基づいた租税観念を育成することであり、協議会会員相互の連携を活性化することで、教育機会の充実を図るべきである。

以上